

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	都市計画税																								
調整方針	1 税率については、渋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 2 納期については、固定資産税の納期による。			(修正あり、内容は「合併協議項目」又は議案をご覧ください)																								
現 況				調整理由・課題																								
1 税率及び納期等				<b>【調整理由】</b> ・都市計画税は、渋川市と伊香保町において課税されているが、税率が異なっている。調整にあたっては、財政運営への影響を考慮する必要もあることから、渋川市の例により制限税率を採用する。ただし、税額の激変緩和のため、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。  ・納期は、固定資産税と同じであることから、固定資産税の納期とする。  <b>【課題】</b> ・現在の納税義務者は、渋川市、伊香保町両市町とも、条例に定める区域内の土地・家屋の所有者とされている。新市における課税区域については、新たに定められる都市計画区域の中で、現在の課税区域の状況と設定の経緯等を踏まえて検討する必要がある。																								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村		子持村	赤城村	北橋村																					
1 納税義務者	都市計画区域のうち渋川市都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	都市計画区域のうち伊香保町都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし																					
2 税率	0.3%	0.2%	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし																					
3 課税標準	固定資産の価格(土地、家屋)	固定資産の価格(土地、家屋)	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし																					
4 納期	固定資産税に同じ	固定資産税に同じ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																						
<b>【県内10市の税率】</b> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>前橋市</td> <td>高崎市</td> <td>桐生市</td> <td>伊勢崎市</td> <td>太田市</td> <td>沼田市</td> <td>館林市</td> <td>藤岡市</td> <td>富岡市</td> <td>安中市</td> </tr> <tr> <td>税率(%)</td> <td>0.2</td> <td>0.25</td> <td>0.25</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> </table>								前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	藤岡市	富岡市	安中市	税率(%)	0.2	0.25	0.25	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	藤岡市	富岡市	安中市																		
税率(%)	0.2	0.25	0.25	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2																		
<b>【関係法令】</b> 地方税法(抜粋) (都市計画税の課税客体等) 第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。 2 省略																												
2 先進地事例																												
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市		宗 像 市																						
都市計画税の税率及び納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。		都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様とする。		都市計画税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。																						
3 財政影響額																												
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計																					
調定額	681,500千円	79,003千円	0千円	0千円	0千円	0千円	760,503千円																					
税率0.3%とした場合	681,500千円	118,504千円	0千円	0千円	0千円	0千円	800,004千円																					
増 減	0千円	39,501千円	0千円	0千円	0千円	0千円	39,501千円																					

(調定額：平成14年度決算統計より)